



忠岡町

軽自動車税 (種別割)			標準税額 (年額)		重課税率 (注3)	
			平成26年度まで (注1)	平成27年度から (注2)		
軽自動車	四輪以上	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
		乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
自家用	4,000円		5,000円	6,000円		
(注1) 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものについては旧税率を適用 (注2) 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたものから新税率を適用 (注3) 最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車：概ね20%重課 ※各車両が新車として使用開始された時期によって、毎年納めていただく軽自動車税(種別割)は異なります。						
税 率	軽 課	区 分	税 率	標準税額 (年額)		
		<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車・燃料電池自動車 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制 NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) 	概ね 75%軽減	三 輪		1,000円
				乗 用	営業用	1,800円
					自家用	2,700円
				貨物用	営業用	1,000円
		自家用	1,300円			
		<ul style="list-style-type: none"> 平成17年排ガス規制75%低減又は平成30年排ガス規制50%低減 乗 用：令和2年度燃費基準+30%達成 貨物用：平成27年度燃費基準+35%達成 	概ね 50%軽減	三 輪		2,000円
				乗 用	営業用	3,500円
					自家用	5,400円
				貨物用	営業用	1,900円
		自家用	2,500円			
		<ul style="list-style-type: none"> 平成17年排ガス規制75%低減又は平成30年排ガス規制50%低減 乗 用：令和2年度燃費基準+10%達成 貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成 	概ね 25%軽減	三 輪		3,000円
乗 用	営業用			5,200円		
	自家用			8,100円		
貨物用	営業用			2,900円		
	自家用	3,800円				
軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課) [適用期間]・2019年4月1日~2021年3月31日 [適用内容]・適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減免対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用されます。						

車 種 区 分	排気量または定格出力	標準税額 (年額)
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下または0.6kw以下	2,000円
	50cc超90cc以下または0.6kw超0.8kw以下	2,000円
	90cc超125cc以下または0.8kw超	2,400円
	三輪以上で総排気量が50cc以下(ミニカー※)	3,700円
軽 二 輪	125cc超250cc以下(二輪のポートトレーラー※含む)	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバインや田植機などで乗用装置のあるもの)	2,400円
	その他(フォークリフト、ショベルローダーなど)	5,900円
小 型 二 輪	250cc超	6,000円
※ミニカーとは、3輪以上で総排気量50cc以下のもののうち、車室を有するものまたは輪距が50cmを超えるもの ※ポートトレーラーとは長さ3.40m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下の被けん引車		